

農業インフラの維持と営農組織の強化、営農センター体制の見直しによる体制確立

農地や水路、農道などの農業インフラについて、関係機関と連携しながら適切な維持管理に取り組むとともに、有害鳥獣害や気候変動への対策を強化します。あわせて、営農センターの体制を見直し、地区営農組合や集落営農組織との連携を深めることで、効率的で力強い農政推進体制を構築します。

施策目標 6

農業インフラの維持 組織体制の充実



基本方針

- ①農地、水路・農道等の農業インフラの維持管理に関する連携
- ②有害鳥獣害対策・気候変動対応の強化
- ③地区営農組合の活動支援、集落営農組織の統合検討や連携推進
- ④営農センター体制の見直しにより農業者の声を反映する支援体制強化

基本方針	内容	想定される施策
①農地、水路・農道等の農業インフラの維持管理に関する連携	<ul style="list-style-type: none">・農地の利用状況や課題を把握し、農地改良事業等に関する情報共有や関係機関との連携を図ります。・水路や農道などの農業インフラについて、関係機関と連携し、適切な維持管理への対応を図ります。・住民も参加する維持管理体制を整え、農業と生活の基盤を守ります。	<ul style="list-style-type: none">・農地改良事業等に関する情報共有、関係機関との連携・水路・農道等の維持管理に関する課題整理・住民管理体制の整備
②有害鳥獣害対策・気候変動対応の強化	<ul style="list-style-type: none">・電気柵や捕獲体制を整備し、増加する獣害を抑制します。・プロハンター育成を進め、持続的な鳥獣対策を可能にします。・収入保険や農業共済を活用し、自然災害や価格変動のリスクから農家を守ります。・気候変動に対応した品種導入や農業技術の普及を支援します。・災害時の復旧体制を整備し、迅速に支援できるネットワークを構築します。・捕獲した有害鳥獣のジビエ利用を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・有害鳥獣駆除対策連絡協議会と生活・観光等の関係分野との連携・新品種導入・経営所得安定対策の活用・農済保険制度の活用

基本方針	内容	想定される施策
③地区営農組合の活動支援、集落営農組織の統合検討や連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地区営農組合の活動支援を強化します。 ・小規模法人や集落営農組織の統合や将来的な機械の導入・更新などについて検討し、効率的な経営体制を構築します。 ・専業農家・兼業農家の連携を強め、世代を超えた協働を実現します。 ・機械協業組織との統合で作業効率を高め、収益確保につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織の統合検討 ・機械利用組合との連携 ・集落営農法人経営強化支援事業の推進
④営農センター体制の見直しにより農業者の声を反映する支援体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の営農センターの運営体制を見直し、農業者の声を反映する支援体制を確立します。 ・各農業者及び組織間で意見交換や情報共有する機会を増やし、協力態勢を築きます。 ・若手農家の意見が農政に反映されるように図ります。 ・行政・JA・農業委員会が一体となり、就農支援から販売促進まで切れ目のない支援を行います。 ・地区・集落営農組合の役割を明確にし、課題を共有しながら柔軟な対応を進めます。 ・職員体制を強化し、農業分野の専門人材を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農センター構成員の見直し検討 ・新規就農者・青年農家組織の設立 ・専門人材の配置

評価指標

指標	総合計画	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)	備考
有害鳥獣被害（金額）	○	4,218千円	3,500千円	現状値：R8.3被害額
市鳥獣被害対策実施隊員数		65人	70人	現状値：R7.4現在
意見交換会の開催回数（累計）		2回	12回	営農センター主催の意見交換会を対象とする